入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定(昭和55年条約第14号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)、農林水産省会計事務取扱規定(昭和44年農林省訓令第9号)、本件調達に係る入札公告及び入札公示(以下「入札公告等」という。)のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下「競争参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

- 1. 公告日:令和7年10月17日
- 2 競争入札に付する事項
- (1)事業名 令和7年度有害鳥獣誘引捕獲事業(蔭地山国有林1029林班外1) (明許)
- (2)事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」、「令和7年度有害鳥獣誘引捕獲事業(蔭地山国有林1029 林班外1)(明許)特記仕様書」による。
- (3) 事業場所 愛媛県西条市荒川 蔭地山国有林 1029 林班外 1
- (4) 履行期限 契約締結の日の翌日から令和8年2月15日まで
- 3 入札の方法
- (1) 本件は、電子調達システム(以下「システム」という。) を利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。
- (2) 落札額の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和07・08・09 年度の全省庁統一の競争参加資格審査において「役務の提供等」の「(その他)」に登録され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが上記(4)の全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名した代表者選出届を添えて下記6(1)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (「競争参加者の資格に関する公示」 (令和 5 年 3 月 31 日) 9 (2) に規定する手続をした者を除く。) でないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野

庁長官通知) に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

ア資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) 若しくは森林組合法(昭和53年法律第36号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じた必要人数配置し、契約に基づき、一定期間、指定する地域において、安全を確保しつつ組織的に捕獲等に従事する実行体制を有すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、次の要件を満たす者であること。

ア事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者として、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、常勤・非常勤を問わず、競争参加者の役員(代表者を含む)又は競争参加者との間に直接的な雇用関係があり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 環境省、森林管理局等が実施する認定鳥獣捕獲等事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、又は同等の講習を修了した者であること。
- (イ) 本契約における捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。
- (ウ) 救急救命講習を受講していること。
- (エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、常勤・非常勤を問わず、競争参加者との間に直接的な雇用関係があり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 環境省、森林管理局等が実施する認定鳥獣捕獲等事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、又は同等の講習を修了した者であること。
- (イ) 本契約における捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。
- (ウ) 救急救命講習を受講していること。

ウ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指し、常勤・非常勤を問わず、競争参加者との間に直接

的な雇用関係があること。

- (11) 本事業に従事する者が、他人に与えた損害を賠償する損害賠償保険及び自身の怪我等を保証する従事者 傷害保険へ加入していること。又は、契約までに加入することが確実であること。
 - ア 損害賠償保険

保険金額は3千万円以上とする。

イ 従事者傷害保険

保険金額は1千万円以上とする。

- (12) 以下に定める社会保険等への加入
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (13) 本事業の安全管理体制として、次の事項を定めた安全管理規程(別記様式1「有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(作成例)」を参考)を作成し、発注者に提出できること。
 - ア 安全管理体制に関する事項

本事業の全体を統括・監督する事業管理責任者及び現場に常駐して指揮・監督する現場監督者を選任し、安全管理体制を構築する。

イ 連絡体制に関する事項

本事業の実施においては、全ての事業従事者が無線や携帯電話等による双方向の連絡体制を確保 し、事業の実施に係る指示や安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築す る。

また、「有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図」を作成し、万一事故や災害等が発生した場合は、警察署、消防署、病院等への緊急連絡を行い、傷病者を速やかに病院等に搬送する体制を構築する。

なお、携帯電話が圏外である場合の衛星携帯電話等による連絡体制や捕獲実施日が土日休日に係る場合の連絡体制についても構築する。

ウ 捕獲現場における安全管理に関する事項

捕獲現場においては、安全な作業を実現するための作業環境の整備、ミーティング等の実施による 安全作業及び緊急連絡体制の確認、銃器による捕獲を実施する場合の捕獲場所の選定、捕獲区域の安 全管理及び銃器の取扱い上の厳守事項の指導等を徹底する。

エ 猟具の定期的な点検及び安全な取扱いに関する事項

猟具(銃、わな)の定期的な点検計画を定め、点検を実施し、猟具について、適切な状態に管理する。

また、捕獲従事者等に対し猟具の安全な取扱いを周知徹底することにより、作業の安全確保に努める。特に、銃器の取扱いについては、脱包の確認、矢先の確認、安土(バックストップ)の確保等安全な取扱いを徹底する。

オ 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33 年法律第6号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14 年法律第88号)及び火薬類取締法(昭和25 年法律第149号)など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項について指導する。

また、捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を実施するとともに、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について(通達)(平成27年3月24日警察庁丁保発第70号警察庁生活安全局保安課長)によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

カ 事業従事者の心身の健康状態把握に関する事項

本事業は、野外活動中に危険を伴い得ること、猟具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼし得ること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、全ての事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により把握し、健康状態に問題のある者を従事させないこと。

- (14) 過去3年以内に対象とする鳥獣について、法人として当該事業と同様の捕獲方法による捕獲等の実績を有すること。
- (15) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること(規範の内容に相当する既存の取組を含む)。

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向け」及び「農林水産 業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向け解説資料(林業個別事業者向

URL https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html

5 契約条項等を示す場所、入札説明書を交付する場所等

け)」は林野庁ホームページに掲載

(1) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年10月17日(金)から令和7年11月28日(金)まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。))

イ 交付場所及び場所

原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

四国森林管理局ホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html)

調達ポータル

(https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101)

四国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」「一般競争入札一覧」及び調達ポータルの「調達情報」(交付を受ける場合、必要事項を正確に入力するとともに「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと)。

また、下記の場所でも公告の翌日より交付する。

〒791-8023 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号

愛媛森林管理署 総務グループ 電話:089-924-0550

(2) 入札公告に対する質問書の受付期間等

ア 受付期間

公告日の翌日より開札日の5日前(令和7年10月20日~令和7年11月26日)まで。

(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで(「休日」を含まない。))

イ 受付場所

〒791-8023 愛媛県松山朝美2丁目6番32号

愛媛森林管理署 総務グループ 電話:0889-924-0550

メールアドレス: shikoku ehime@maff.go.jp

ウ 提出方法

書面(様式任意)を作成のうえ持参、郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る)又は電子メー

ルにより提出すること。電話による質問は受け付けない。

(3) 質問書に対する回答書の閲覧期間等

ア閲覧期間

質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、開札日の前日の午前9時~午後5時まで(「休日」を含まない。)。

イ 閲覧場所

四国森林管理局ホームページから「公売・入札情報>公告中の案件に関する質問及び回答」にて閲覧できる。

http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html なお、下記の場所でも閲覧することができる。

〒791-80283

愛媛森林管理署 総務グループ 電話:089-924-0550

6 競争参加資格の確認等

(1) この一般競争に参加を希望する者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 提出期間

令和7年10月20日から令和7年11月4日まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで。(「休日」を含まない。))

(3) 提出書類

別紙様式の申請書等

- ア 競争参加資格確認申請書(様式資1)
- イ 全省庁統一資格の資格確認申請書(写し)

複数の法人の連合体として入札に参加する場合は 代表者選出届も添えて提出すること。

ウ 法人としての捕獲事業の実績

法人としての捕獲事業の実績は、様式資2に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約 書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

エ 事業管理責任者の資格等

事業管理責任者に必要な資格等は、様式資3に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

才 捕獲従事者

捕獲従事者に必要な資格等は、様式資4に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

カ 損害賠償保険等(損害賠償保険・従事者傷害保険)及び社会保険等(健康保険・年金保険・雇用保険)の加入状況

配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は様式資5に記載する。損害賠償保険等及び社会保険等の加入の内容が確認できる書類を添付すること。保険加入状況を証明する資料(保険証、領収済み通知書等の写し)を添付すること。(証明書類における被保険者等の記号・番号についてはマスキング(塗潰し)を施されたものに限る。)

キ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」に沿った作業安全 対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向けチェックシート」(様式資6)に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向けチェックシート」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向け解説資料(林業 個別事業者向け)」は林野庁ホームページに掲載。

URL https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html

(4) 提出先

〒791-8023 愛媛県松山市2丁目6番-32号

愛媛森林管理署 総務グループ 電話: 089-924-0550

メールアドレス: shikoku_ehime@maff.go.jp

(5) 提出方法

システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式により参加する場合は、代表者又はそれに代わる者が下記の場所へ持参、郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る)又は電子メールにより提出すること。

(6) 入札参加資格の有無の通知

参加資格の有無については、令和7年11月10日までに通知する(システムにより参加する場合はシステムにより、紙入札方式により参加する場合は郵送により通知する。)。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) その他

(3)の提出書類に関し、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。(2)に規定する期間までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札執行の場所

愛媛県松山市2丁目6番-32号 愛媛森林管理署 会議室

(2) 入札及び開札の日時

入札書は、システムにより令和7年11月28日午前9時00分から令和7年12月1日午後1時00分までに提出すること。ただし、紙入札により提出する場合は、発注者へ事前に連絡の上、令和7年12月1日午後1時00分までに入札書を(1)へ持参すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和7年11月28日午後5時00分までに入札書が下記の場所に到着するように、書留郵便で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

なお、入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時 を通知する。

〒791-8023 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号

愛媛森林管理署 総務グループ 電話:089-924-0550

(3) 開札の場所、日時

開札は、システムにより、令和7年12月1日午後1時00分に(1)において行う。

8 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した 入札は無効とする。

また、入札に関する条件に違反した場合においては、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等

契約指名停止等措置要領について」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第9の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)については、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は、無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 前項の同価の入札をした者のうち、当該者が当該入札に立ち会うことができない場合又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が分任支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額の100分の5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

10 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく(分任支出負担行為担当官が定める期日までとする(7日を目安として定める)。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書の案に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (6) この契約によって生じる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き、第3者に受領の委任をすることができない。
- (7) 契約保証金は免除する。

11 契約条項

別紙様式の契約書(案)のとおり。

12 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

13 その他必要な事項

- (1) 分任支出負担行為担当官の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項等を示す場所と同じとする。
- (4) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (5) システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合で、その旨を記載した書類を提出し、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することはできるものとする。
- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (7) 不明な点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、 将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当 方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。